



2026 年 10 月 1 日

各 位

会社名 株式会社ボードルア
代表者名 代表取締役社長 富永 重寛
(コード番号：4413 東証プライム)
問合せ先 代表取締役 藤井 和也
(TEL 03-6807-4525)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026 年 12 月中旬を目途に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の招集のための基準日の設定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2026 年 10 月 16 日（金）を基準日（以下「本基準日」といいます。）と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主とし、以下のとおり本基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基準日 : 2026 年 10 月 16 日（金）
- (2) 公告日 : 2026 年 10 月 1 日（木）
- (3) 公告方法 : 電子公告（当社のホームページに掲載いたします。）

<https://www.baudroie.jp/ir/notice/>

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

当社が 2026 年 8 月 19 日付で公表いたしました「MB0 の実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（2026 年 9 月 1 日付で公表いたしました「(訂正)「MB0 の実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ」、同年 9 月 4 日付で公表いたしました「(訂正)「MB0 の実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ」による訂正及び変更を含みます。）に記載のとおり、ビーシーピーイー ネオン ケイマン エルピー（BCPE Neon Cayman, L.P.）（以下「公開買付者」といいます。）は、公開買付者が 2026 年 8 月 19 日に開始した当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び本新株予約権（注 1）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立し、当社株式の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立及び本並行買付け（注 2）の成立後、以下の方法により、当社株式を非公開化するための一連の手続きの実施を予定しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、(i) 本公開買付け及び本並行買付けの成立により、公開買付者が所

有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）の全員に対し、その所有する当社株式の全部を売り渡すことを請求するとともに、併せて、本新株予約権の所有者（公開買付者を除きます。）の全員に対し、その所有する本新株予約権の全部を売り渡すことを請求する予定であるとのことです。他方、（ii）本公開買付け及び本並行買付けが成立したものの、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を開催することを当社に要請する予定とのことです。

この度、当社は、上記（ii）に記載の場合には上記要請がなされる予定であることから、当該要請に基づき本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、上記「1. 本臨時株主総会に係る基準日等について」に記載のとおり、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる本基準日を設定することといたしました。なお、本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

他方、本公開買付けが成立しなかった場合、本公開買付け及び本並行買付けが成立し、公開買付者が本公開買付け及び本並行買付けにおいて、当社株式の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することができた場合、又は、上記（i）に記載の場合には、当社は本臨時株主総会を開催せず、本基準日についても利用しない予定です。

（注1）「本新株予約権」とは、下記①乃至⑥の新株予約権を総称していいます。

- ① 2020年2月24日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第2回新株予約権（以下「第2回新株予約権」といいます。）（行使期間は2022年2月28日から2030年2月18日まで）
- ② 2021年2月27日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第3回新株予約権（以下「第3回新株予約権」といいます。）（行使期間は2023年3月1日から2030年2月18日まで）
- ③ 2022年12月13日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第4回新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）（行使期間は2026年6月1日から2032年12月12日まで）
- ④ 2024年3月27日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第5回新株予約権（以下「第5回新株予約権」といいます。）（行使期間は2027年6月1日から2034年4月17日まで）
- ⑤ 2025年8月1日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第6回新株予約権（以下「第6回新株予約権」といいます。）（行使期間は2028年6月1日から2035年8月28日まで）
- ⑥ 2026年5月25日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第7回新株予約権（以下「第7回新株予約権」といいます。）（行使期間は2029年6月1日から2036年6月29日まで）

まで)

(注2)「本並行買付け」とは、公開買付者が、2026年8月18日付で、富永重寛氏（所有株式数：12,176,000株）、藤井和也氏（所有株式数：4,539,000株）及び程島義明氏（所有株式数：1,224,600株）（以下、総称して「本創業者株主」といいます。）のそれぞれとの間で締結した、本創業者株主が所有する当社株式の全てについて、本公開買付けが成立した場合に、公開買付けによることなく、1株当たりの譲渡金額を2,350円として、本公開買付けに係る決済の開始日と同日付で株式譲渡により公開買付者に譲渡する旨の契約に基づき、公開買付者が、本創業者株主が所有する当社株式の全てを譲渡により取得することをいいます。

以上